秘密保持契約書

●●●●●（以下甲という）と株式会社ベア・ホールディングス（以下乙という）は、甲による■■■■■との企業提携の可能性評価につき、下記の秘密保持契約（以下本契約という）を締結する。

（定義）

第１条　本契約において企業提携とは、経営又は業務の統合・組織の再編に向けた以下各号の取引をいう。

(1) 合併・分割

(2) 株式交換（移転）

(3) 株式あるいは出資持分の譲渡・譲受

(4) 営業譲渡・譲受及びその他法人の資産の売買

(5) 法人又は個人による資本参加及び技術提携

(6) (1)から(5)に付随する一切の業務

（秘密保持）

第２条　甲及び乙は、相手方より開示を受けた企業提携に関する情報及びそれを基に作成した資料（以下情報等という）を機密に保持するものとし、本条各号に定める場合を除いては、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、過失により漏えいしてはならず、かつ企業提携の目的以外の目的をもって自己または第三者の利益のために利用してはならないものとする。

(1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの

(2) 相手方から開示されたときに既に保有していたもの

(3) 適法かつ正当に第三者から開示されたもの

(4) 両当事者の故意又は過失を原因とせず公知となったもの

(5) 甲及び乙が必要と認めた範囲で弁護士、公認会計士、税理士等法律上守秘義務を負う者に開示するもの

（情報の返還）

第３条　甲及び乙は、第５条の規定その他の事由により本契約が終了し、又は本契約に基づく企業提携が成立する可能性がないことを相互に確認した場合には、本契約に基づき相手方から提供又は開示された一切の情報等（複製したものを含む）を速やかに返還するものとする。ただし、乙が甲に対しその返還に代えて廃棄を求めたときは、甲はその責任により、それを破棄するものとする。

（直接交渉禁止）

第４条　甲は乙の事前承諾なくして、乙より開示された企業またはその代理人と、乙を排除して直接に接触してはならないものとする。

（有効期間）

第５条　本契約の有効期間は、本契約締結日より２年間とし、有効期間満了までに何れの当事者からも更新しない旨の申し出がない場合には、さらに１年間延長し、以後も同様とする。

2　前項の更新しない旨の申し出その他の事由により本契約が終了した場合といえども、本契約第２条、第３条及び第４条で定める義務は、本契約解除後２年間は存続する。

（誠実協議）

第６条　本契約に定めなき事項又は本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

（合意管轄）

第７条　甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

平成 30 年●●月●●日

甲：福岡県●●市●●●●●●●●●●●●●●●●●●

株式会社●●●●●●●●

代表取締役　●●●●●　　印

乙：福岡県福岡市博多区吉塚６丁目１番１１－９０５号

株式会社ベア・ホールディングス

代表取締役　佐野 賢一郎　　印

サンプル